

■同意第1号 教育長の任命について

【要旨】

教育長川上哲男氏の任期が令和2年5月11日をもって満了することに伴い、新たに山脇光章氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

【任命しようとする者】

氏 名	山脇 光章 （やまわき みつあき）
住 所	四万十町香月が丘
生 年 月 日	（55 歳）
職 業、政 党 等	地方公務員、無所属
〔主な経歴〕	
昭和 58 年 3 月	明德高校（現明德義塾高等学校）卒業
昭和 58 年 4 月	窪川町役場採用
平成 20 年 4 月	総務課財政班長
平成 24 年 4 月	総務課防災対策室長
平成 26 年 4 月	危機管理課副課長
平成 27 年 4 月	企画課まちづくり戦略室長
平成 28 年 4 月	政策監（人材育成）兼人材育成推進室室長
平成 29 年 4 月	政策監（人材育成）兼人材育成推進センター所長

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

（1） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2） 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。